

学位論文題名

胡安國『春秋傳』の研究

学位論文内容の要旨

本論文は『春秋』解釈の基本となる漢代の『春秋』三伝（『公羊伝』『穀梁伝』『左氏伝』）や後世の春秋学者の所論との関係を踏まえつつ、復讐論や弑逆事件に関する胡安国の解釈に焦点を当て、胡安国がどのような時代背景の下で『春秋伝』、通称『胡伝』を執筆し、どのような政治的主張を『胡伝』の解釈に込めたのか、明らかにしたものである。

第一章「胡安國『春秋傳』の宋元版について」では、版本について取り上げている。『胡伝』の版本は、約七十種類が現存している。第一節「諸版本の特徴」および第二節「四部叢刊本と各版本の字句の相違」では、最も入手が容易でかつ定評のある『四部叢刊統篇』所収『春秋伝』を底本として、宋～明初までの版本七種と注釈書として利用された汪克寛『春秋胡伝附録纂疏』、明代以降経書解釈の基準とされた『春秋大全』を取り上げて、これら版本の系統図を作成している。

これらの版本の体裁や文字の校勘を行った結果、『胡伝』の版本は大きく三つの系統に分けることができるとしている。まず、第一に、宋版であるA系統には、鉄琴銅劍樓藏本（A1）と袁克文藏本（A2）と（A1）の影印本である四部叢刊本（A3）が属していること、第二に、『胡伝』に林堯叟『春秋左氏伝括例始末』を附加したD系統（林註本）があり、これには、北京大学所蔵元刊本（D1）・元残十九卷本（D2）・永樂四年刊本（D3）が属していること、第三に、『胡伝』に多くの註を附加したE系統（合註本を含む）があり、これには、汪克寛『春秋胡氏伝纂疏』（書陵部本、E0）や書陵部本影印本（E1）、『春秋大全』本（E2）が属しているとテキスト系統を分類している。また、宋版である隆興府刊本（B）や元残十四卷本（C）は、A系統からD系統もしくはE系統とをつなぐ位置にあると位置づけている。そして、考察の結果、元刊本の汪克寛『春秋胡伝附録纂疏』に用いられている『胡伝』の本文が、最も校勘の完備した版本であると結論づけている。ただし、胡安国の思想を考える上では、胡安国『胡伝』を作成した当時の姿を留めている版本を用いるべきであり、A系統が最も古い版本系統なので、本論文ではA系統の中でも、入手が容易な四部叢刊本（A3）を『胡伝』のテキストの底本として採用している。

第二章「胡安國『春秋傳』の復讐論」では、『胡伝』における重大な論点の一つである復讐論について取り上げている。第一節「春秋三傳との異同」では、清末の皮錫瑞が指摘しているように、宋代の主要な春秋学者と同様に、胡安国も、『春秋』三伝の解釈から、自己の意に沿う説を選択した上で、独自の主張を展開していることを確認し、第二節『胡伝』の復讐論の独自性」では、胡安国の復讐論の特徴として、君主自身が復讐の意志を保持し続けることこそ、国家の浮沈に関わる重大事であると胡安国が考えていたことを確認

している。そして、第三節「『胡傳』の成立と時代背景」では、『胡伝』が当時の皇帝、高宗（1107～1187）に対する意見書としての性格を有しており、高宗の父である徽宗や兄の欽宗が金に拉致されていた状況下において、復讐の意志を持つことこそ国家の安定に不可欠であるという胡安国の復讐論は、金への対決姿勢を鮮明にしていた高宗を支持するものであり、高宗が復讐の意志を堅持することに対して経学的な根拠を付与しようとしたものであると結論づけている。

第三章「胡安国の『春秋』の筆法に関する解釈について一弑逆事件を中心に一」では、弑逆事件に対する胡安国の解釈を取り上げている。『春秋』には、臣下が君主を殺害する行為、すなわち弑逆事件が数多く記録されており、孟子が弑逆事件と孔子の『春秋』制作意図とを密接に結びつけて以来、歴代の『春秋』注釈者は、弑逆事件に対する孔子の筆法に着目して、様々な解釈を行ってきている。『胡伝』以前の『春秋』解釈書においては、孔子の筆誅の対象は、その事件の当事者に限定されていたが、本章の第一節「弑逆の實行者に對する筆誅」、第二節「被害者に對する筆誅」、第三節「先君に對する筆誅」、第四節「臣子に對する筆誅」では、胡安国がこの枠を離れ、事件発生時には既に亡くなっている先君や、事件に直接は関与していない人物にまで、筆誅の対象を広げていたこと、さらには、一つの事件において、筆誅の対象を複数想定していることを確認し、筆誅の対象を拡大した点に、胡安国の特徴の一端を見出している。それだけではなく、『胡伝』の特徴は、弑逆事件を引き起こしたという観点から筆誅の対象を特定している点にあると指摘している。特に、第五節「胡安国の「首惡」論と王安石」では、胡安国が、ある事件を引き起こす原因を作った人物を「首惡」と呼び、その首惡の責任を追求し誅罰を加えることが『春秋』の大義であると考えていたという事実を確認している。

北宋は、王安石（1021～1086）の改革以降、党争が激化し、異民族である金の侵攻を招き、皇帝である欽宗を初め、多くの皇族が拉致され、滅亡の危機に瀕していた。胡安国は、北宋末南宋初期の人物であり、王安石に反対した旧法党の系統に属している。そのため、王安石こそが北宋末の混乱、滅亡を招いた首惡であるとして、胡安国は王安石の批判を意図していたというのである。

第四章「胡安国『春秋傳』に見える弑逆事件への對處」では、胡安国が、篡奪弑逆事件を防止するために、弑逆者よりも彼らに協力した人物を筆誅の対象としていることを確認している。第一節「弑逆者への討伐」、第二節「弑逆者を討伐できた事例」、第三節「弑逆者を討伐しなかった事例」、第四節「亂臣賊子」の事例を検証して、第五節「時代背景」では、北宋の党争では、敗れた党派は、首班だけでなく、その与党までもが処罰の対象となり、その勢力が一掃されていたことを指摘し、胡安国がそのような政治的処罰に反対していにもかかわらず、高宗が張邦昌政權参加者の罪を不問として任用するに及んで、胡安国がこの処置に不満を持ち、亂臣賊子に協力する人物を処罰すべきであるという主張を『胡伝』の解釈に加えた結論づけている。「参考文献」と「跋」が附されている。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 佐 藤 鍊太郎  
副 査 准教授 近 藤 浩 之  
副 査 教 授 津 田 芳 郎

学 位 論 文 題 名

## 胡安國『春秋傳』の研究

『春秋』は、春秋時代の魯国の年代記であり、隠公元年（前 722）から哀公十四年（前 481）までの、二百四十二年間の記録である。この書は、孔子が魯の旧史に筆削を加えて成立したと言われ、『五経』の一つに数えられている。

宋代における代表的な『春秋』注釈書の一つに、胡安国（1074～1138）の『春秋伝』（以下『胡伝』と略称）がある。『胡伝』は、元の延祐二年（1315）に朱子学が官学として採用されて以来、官吏登用試験、科挙における『春秋』解釈の基準書となり、清の乾隆五十七年（1792）に、紀昀（1724～1805）の上奏文によって科挙の基準書から除外されるまで、後世の春秋学に大きな影響を与えた書物である。

本論文は『春秋』解釈の基本となる漢代の『春秋』三伝（『公羊伝』『穀梁伝』『左氏伝』）や後世の春秋学者の所論との関係を踏まえつつ、復讐論や弑逆事件に関する胡安国の解釈に焦点を当て、胡安国がどのような時代背景の下で『胡伝』を執筆し、どのような政治的主張を『胡伝』の解釈に込めたのか、明らかにしようとしている。

本論文の第一章は『胡伝』の各種の版本を書誌学的見地から実地に精査した上で、通時的に分析・整理したものであり、テキスト系統を知る上で貴重な業績として高く評価できる。第二章は『日本中国学会報』55 集（2003）に、第三章は『東方学』第 109 輯（2005）に、第四章は『中国哲学』35 号（2007）にそれぞれ査読を経て掲載された論考で構成されている。

胡安国に関する研究は、例えば、福田殖「胡安国小論」（『文学論輯』25・28 号、1978・82）では、『胡伝』の特徴を概略的に述べているし、高島常信『宋代湖南学の研究』（秋山書店、1996）でも、『胡伝』に言及している。また、『胡伝』の訓読と現代語訳としては、斎木哲郎『春秋胡氏伝』通解稿（『鳴門教育大学紀要』2003・04）があり、蒲衛忠「論胡安国《春秋伝》的思想」（『経学今註続編』遼寧教育出版社、2001）でも天人相関説、君臣論の方面から『胡伝』に分析を加えている。しかし、これまでの研究では、『春秋』解釈の基本となる『春秋』三伝や他の春秋学者の所論と『胡伝』の解釈との比較対照することが、『胡伝』特徴を明らかにするために必要不可欠な作業であるのに、その作業が十分には行われていなかった。また、『春秋』に見える個々の事例に対する胡安国の解釈を踏まえ、胡安国の思想のみを取り上げ、北宋が滅亡した靖康の変が『胡伝』の解釈にど

のような影響を与えているのか、検証されていなかったが、本論文の考察により、『胡伝』の持つ特徴が明らかにされたことは、高く評価できる。

胡安国は高宗に対して、『春秋』を講義し、後に『胡伝』を執筆して献上しており、『胡伝』は、『春秋』註釈書であると同時に高宗への意見書という性格を兼ねている。胡安国が、高宗に対して、君主の復讐の意志が宋朝の安全に直結していると訴えたこと、弑逆事件の解釈では、弑逆事件を防止するための方法や処罰を提言したことを具体的に確認したことは本論独自の成果である。

本審査委員会は、以上の審査結果に基づき、全員一致して本論文が博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいものであるとの結論に達した。